

ICT学習環境整備システム機器賃貸借契約の債務不履行に係る和解について

ICT学習環境整備システム機器賃貸借契約の債務不履行について、下記のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 債務不履行の状況

(1) 状況 令和2年7月20日に締結した、ICT学習環境整備システム機器の賃貸借契約において、導入した学習支援ソフトが、アクセス障害により利用できない事象が生じた。

(2) 発生期間 令和3年2月1日から同年3月7日まで

2 和解の相手方 千葉県千葉市中央区新町1000番地
NTT・TCリース株式会社千葉支店
支店長 中島香織

3 和解の内容

(1) 相手方は、君津市に対し、1,572,329円を支払う。

(2) 君津市及び相手方は、本件に関し、上記のほか何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、今後、一切の異議申立て、請求を行わない。

令和3年9月2日提出

君津市長 石 井 宏 子